

平成24年6月12日

第2393号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 青少年に有害な図書類の指定（312・県民生活課）…………… 1
- 平成24年度製菓衛生師試験の実施（313・生活衛生課）…………… 1
- 建設業の許可の取り消し（314・仙北地域振興局総務企画部）…………… 3

公 告

- 秋田県給与管理システム機器貸借に係る一般競争入札の実施（情報企画課）…………… 4
- 特定調達契約に係る落札者の決定（高校教育課）…………… 5
- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施（高校教育課）…………… 5

教育委員会告示

- 教育委員会会議の開催（13・教育庁総務課）…………… 7

選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（55）…………… 7
- 各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（56）…………… 7

告 示

秋田県告示第312号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和53年秋田県条例第33号）第9条第1項の規定により、次の図書を青少年に有害な図書類として指定し、平成24年6月12日から施行する。

平成24年6月12日

秋田県知事 佐竹敬久

図書

指定番号	図 書 名	発 行 所	発 行 日
10692	n o s t a l g i a 2 ノスタルジア	株式会社ジーウォーク	平成23年8月27日
10693	[金のEX G. T. R. VOL. 15]	株式会社大洋図書	平成24年5月25日
10694	ナックルズ デラックス アングラー v o l . 0 7	ミリオン出版株式会社	平成24年7月5日
10695	実話芸能界放送禁止スペシャル	株式会社コアマガジン	平成24年6月21日
10696	実話ドキュメント 6月号	竹書房	平成24年4月29日
10697	実話時代 6月号	株式会社獨歩舎	平成24年6月1日
10698	実話時報 6月号	竹書房	平成24年5月14日
指定理由	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。		

秋田県告示第313号

製菓衛生師法（昭和41年法律第105号）第4条第1項の規定により、次のとおり平成24年度製菓衛生師試験を実施するので、製菓衛生師法施行細則（昭和42年秋田県規則第14号）第2条第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年6月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 試験の日時及び場所

- (1) 日時
平成24年10月23日(火) 午後1時から午後3時30分まで
- (2) 場所
秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第2庁舎 8階大会議室

2 試験科目

- (1) 衛生法規
(2) 公衆衛生学
(3) 食品学
(4) 食品衛生学
(5) 栄養学
(6) 製菓理論及び実技
- ただし、受験者が菓子製造技能士である旨を受験願書提出時に申し出た場合は、「(6)製菓理論及び実技」を免除する。

3 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者
- (2) 学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事した者
- (3) 製菓衛生師法の施行の際(昭和41年12月26日)、現に菓子製造業に従事していた者(学校教育法第57条に規定する者を除く。)であって、菓子製造業に従事した期間が3年をこえている者、又は製菓衛生師法の施行の日後3年をこえるに至った者

4 受験申込みに必要な書類

- (1) 受験願書 正副2通(提出書類に不明な点があった場合などに連絡することがあるので、受験願書には電話番号を必ず記入すること。)
- (2) 添付書類
ア 最終学校卒業証明書 1通(ただし、卒業証明書の氏名と受験願書の氏名が異なる場合は、戸籍抄本1通を添付すること。)
イ 厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したこと、又は2年以上菓子製造業に従事したことを証する書類 1通
(ただし、3 受験資格中の(3)に該当する者にあつては、昭和41年12月26日時点で3年以上従事していたことを証する書類又は昭和41年12月26日後に従事年数が3年をこえるに至ったことを証する書類1通)
ウ 写真 受験願書提出前6か月以内に撮影した脱帽上半身正面向で名刺型のもの(7センチメートル×5センチメートル) 1枚
- (3) 菓子製造技能士である者が「製菓理論及び実技」の試験免除を希望する場合は、技能検定合格証書の写し

5 受験願書用紙の交付

- (1) 期間
土曜日、日曜日及び祝日を除き、平成24年7月17日(火)から同年8月17日(金)までの午前8時30分から午後5時まで
- (2) 場所
各地域振興局福祉環境部又は生活環境部生活衛生課(郵送で交付を求める場合は、封筒の表に「願書請求」と朱書きし、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。)
交付場所

機 関 名	連 絡 先
生活環境部生活衛生課	〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号 電話番号018-860-1593
北秋田地域振興局大館福祉環境部環境指導課	〒018-5601 大館市十二所字平内新田237番地の1 電話番号0186-52-3953

北秋田地域振興局鷹巣阿仁福祉環境部環境指導課	〒018-3393 北秋田市鷹巣字東中岱76番地の1 電話番号0186-62-1167
山本地域振興局福祉環境部環境指導課	〒016-0815 能代市御指南町1番地10号 電話番号0185-55-8027
秋田地域振興局福祉環境部環境指導課	〒018-1402 潟上市昭和乱橋字古開172番1 電話番号018-855-5173
由利地域振興局福祉環境部環境指導課	〒015-0885 由利本荘市水林408番地 電話番号0184-22-4121
仙北地域振興局福祉環境部環境指導課	〒014-0062 大仙市大曲上栄町13番62号 電話番号0187-63-3403
平鹿地域振興局福祉環境部環境指導課	〒013-8503 横手市旭川一丁目3番46号 電話番号0182-32-4005
雄勝地域振興局福祉環境部環境指導課	〒012-0857 湯沢市千石町二丁目1番10号 電話番号0183-73-6155

6 受験願書の受付

(1) 期間及び時間

土曜日、日曜日及び祝日を除き、平成24年7月17日（火）から同年8月17日（金）までの午前8時30分から午後5時まで

郵送の場合は、必要書類と「受験願書チェックシート」を併せて締切日までの消印があるものに限り受け付ける。

(2) 場所

住所地を管轄する地域振興局福祉環境部。ただし、秋田市及び県外に居住する者にあつては、潟上市昭和乱橋字古開172番地1 秋田地域振興局福祉環境部（電話018-855-5173）で受け付ける。

7 受験手数料

(1) 額

9,400円

(2) 納付方法

受験願書の提出の際、秋田県証紙により納付すること。

なお、県外からの受験者で、秋田県証紙により受験手数料を納付できない場合は、必ず願書提出前に秋田地域振興局福祉環境部（電話018-855-5173）に問い合わせをすること。

8 受験票の交付

受験票は、受験願書受付後、生活環境部生活衛生課から郵送で交付する。

9 試験当日について

(1) 試験開始10分前には着席すること。

(2) 原則的に遅刻を認めないが、やむをえない事情による場合は受験を許可する。しかし、受験時間の延長はしない。また、試験開始時刻から1時間以上遅れた場合は、試験会場への入室を認めない。なお、当日の天候や公共交通機関の事故等の回避不能な事象により受験者の会場到着が遅れることが見込まれた場合は、試験開始時刻を遅らせることがある。

10 合格者の発表

平成24年11月22日（木）午後1時から同年12月21日（金）まで、県庁正面公告板、各地域振興局福祉環境部掲示板及び生活環境部生活衛生課のホームページに掲載するとともに、合格者には書面で通知する。

11 試験についての問い合わせ先

生活環境部生活衛生課食品安全・安心班（電話018-860-1593）又は各地域振興局福祉環境部環境指導課

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年6月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成24年5月30日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社玉川土木
大仙市花館字上大戸下川原74番地112
代表取締役 田 口 保
秋田県知事許可（般-19）第60268号
- 3 処分の内容
管工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成24年5月30日付けで管工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年6月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 入札に付する事項
 - (1) 賃貸借事業名
秋田県給与管理システム機器賃貸借
 - (2) 借入物品名及び数量
入札説明書及び機器調達仕様書のとおり
 - (3) 借入物品の仕様等
入札説明書及び機器調達仕様書のとおり
 - (4) 納入期限
平成24年8月1日
 - (5) 契約期間
平成24年8月1日から平成28年12月31日まで。
 - (6) 調達物品の設置場所
別途、仕様書で指示する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) この入札の公告期間において地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 当該入札に係る入札説明書及び仕様書の交付を受けていること。
 - (3) 納品しようとする機器の性能及び保守体制に係る審査書類を平成24年6月26日（火）までに提出し、審査を経ていること。
- 3 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号010-8572 秋田市山王三丁目1番1号
秋田県企画振興部情報企画課（電話番号018-860-4207）
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日进行を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成24年6月12日（火）から同月26日（火）までの期間、上記(1)の場所において午前9時から午後5時までの間に随時交付する。
- 4 入札執行の日時及び場所
平成24年7月3日（火）午前10時
秋田市山王三丁目1番1号 秋田県第二庁舎5階情報化研修室
- 5 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第160条から第163条までに規定するところによる。

6 その他

(1) 入札の方法

契約期間内における月額単価を入札書に記載すること。

また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の無効

秋田県財務規則第166条に規定するところによる。

(3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

入札は2回を限度とし、落札者がいない場合は最終の入札において有効な入札を行った者のうち、入札価格の低い者を対象として随意契約の交渉を行うことがある。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定により、公示する。

平成24年6月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 落札に係る工事の名称及び数量

秋田県立男鹿海洋高等学校小型実習船建造工事 第1種小型漁船 1隻

2 契約に関する事務を担当する課所の名称及び所在地

秋田県教育庁高校教育課 秋田県秋田市山王三丁目1番1号

3 落札者を決定した日

平成24年5月29日

4 落札者の名称及び所在地

ヤンマー株式会社 東京支社 東京都中央区八重洲二丁目1番1号

5 落札金額

163,800,000円

6 契約の相手方を決定した方法

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

平成24年4月10日

次のとおり特定調達に係る条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年6月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 契約の名称

秋田県立高等学校 電子計算組織（情報教室）賃貸借 【県北地区】

秋田県立高等学校 電子計算組織（情報教室）賃貸借 【中央地区】

秋田県立高等学校 電子計算組織（情報教室）賃貸借 【県南地区】

(2) 契約内容等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

平成24年10月1日から平成29年9月30日まで。ただし、歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 借入物品の設置場所

別途指定する場所。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(3) 秋田県暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。

(4) 物品供給業者等登録名簿に登録されていること。

(5) 秋田県内に本社・支店があること。

(6) 仕様書の定める調達機器等及びこれに付随するサービス体制を一括して提供できること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号010-8580 秋田市山王三丁目1番1号

秋田県教育庁高校教育課調整・企画班（電話番号018-860-5161）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日进行を定める条例（平成元年秋田県条例第29条）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成24年6月12日（火）から同年7月27日（金）までの期間、3(1)の場所にて随時交付する。

4 入札執行の場所及び日時

秋田県庁第二庁舎7階 教育委員室

(1) 秋田県立高等学校 電子計算組織（情報教室）賃貸借 【県北地区】

平成24年8月6日（月） 午前9時30分

(2) 秋田県立高等学校 電子計算組織（情報教室）賃貸借 【中央地区】

平成24年8月6日（月） 午前10時10分

(3) 秋田県立高等学校 電子計算組織（情報教室）賃貸借 【県南地区】

平成24年8月6日（月） 午前10時50分

5 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第160条から第163条までに規定するところによる。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札の無効

秋田県財務規則第166条に規定するところによる。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

7 概要

Summary

1 Subject matter of Contract : Lease of computer equipment and facilities to the computer

- rooms for information education in Akita Prefectural Senior High Schools
- 2 Time-limit for tender : 9:30 a.m. (Northern Akita Prefecture) , 10:10 a.m. (Central Akita Prefecture) , 10:50 a.m. (Southern Akita Prefecture)
 - 3 Contact point for the notice : Senior High School Education Division, Akita Prefectural Board of Education, 3-1-1, Sanno, Akita city, Akita prefecture, 010-8580, Japan. Phone : 018-860-5161 (Japanese only)

教 育 委 員 会 告 示

秋田県教育委員会告示第13号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成24年6月12日

秋田県教育委員会委員長 佐藤 一成

- 1 日時
平成24年6月14日午後2時
- 2 場所
教育委員会委員室
- 3 案件
 - (1) 秋田県産業教育審議会委員の任命について
 - (2) 秋田県心身障害児就学審議会委員の任命について
 - (3) その他

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

秋選管告示第55号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので告示する。

平成24年6月12日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中 伸一

50分の1の数 18,305

3分の1の数（選挙権を有する者の総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

219,205

秋選管告示第56号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので告示する。

平成24年6月12日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中 伸一

選挙区別

秋田市	89,068
能代市山本郡	25,868
横手市	27,720
大館市	22,132
男鹿市	9,379
湯沢市雄勝郡	20,110
鹿角市鹿角郡	11,426
由利本荘市	23,739
潟上市	9,591
大仙市仙北郡	31,365

北秋田市北秋田郡	11,272
にかほ市	7,595
仙北市	8,401
南秋田郡	7,416